

## 出雲市農業委員会（第1期）第35回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和2年(2020)5月27日(水) 午前9時30分～午前11時20分

2 場所 出雲市役所 6階 全員協議会室

3 出席委員(19名)

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	落合 光啓
原 孝治	津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和
久野 晴見	持田 守夫	小村 伸治	遊木 龍治	河原 基
若槻 博美	高橋 忠男	板垣 房雄	勝部 隆司	

4 欠席委員(5名)

恩村 光則 塩野 一男 佐藤 さゆみ 勝田 茂 江角 隆雄

5 提出議題

(1) 報告事項

報第107号 会長専決処分の報告

報第108号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第109号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第243号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第244号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第245号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第246号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第247号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第248号 非農地証明について

議第249号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議第250号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

議第251号 令和2年度農業者年金加入推進活動計画について

会長あいさつ

## 6 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。  
署名委員に議席番号2番の大梶泰男委員と3番の竹内辰雄委員を指名する。

議長        それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。  
              報告事項、報第107号会長専決処分の報告、報第108号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第109号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

議長        報第107号会長専決処分について、報告いたします。  
              まず、第34回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条4件及び農地法第5条3件については、島根県農業会議第50回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。都市計画法に基づく開発行為の許可が未済の農地法第5条1件を除く、農地法第4条4件及び農地法第5条2件を、常設審議委員会における決定日の5月11日付けで許可決定しております。  
              次に、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要で、開発行為の許可と合わせて許可した案件、第34回の農地法第5条1件については、5月22日付けで許可決定しております。  
              以上、報告といたします。

議長        続いて、報第108号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

後藤主事    報第108号について、ご説明いたします。  
              報告資料の1～3ページをご覧ください。  
              農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6か月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。  
              今月は、受付番号26～45番の20件の通知がありました。内訳としては、貸人の都合によるものが11件、借人の都合によるものが8件、耕作者変更が1件です。  
              農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6か月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。  
              以上、報告といたします。

議長 続いて、報第109号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

高橋主事 報第109号について、ご説明いたします。  
報告資料の4～12ページをご覧ください。  
農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。  
この届出の先月受付分は、受付番号18～36番までの19件でした。  
権利の取得事由は、19件全てが「相続」によるものでした。  
市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。  
受付番号22番については、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談しています。  
なお、(農地法関係事務処理要領の第3の3、留意事項にかかる)本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、5月11日付けで通知を出しております。  
以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

議長 それでは、これより議案の審議を行います。  
議第243号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。  
農業振興課佐藤係長から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第243号について、ご説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。  
それでは、5月29日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。  
お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。  
まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。

さい。設定合計は、108筆、145,911.00.00㎡、うち新規の設定が28筆、36,314.00㎡、再設定が80筆、

109,597.00㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄で、12筆、9,039㎡です。円滑化事業分は、3ページの左上の表の合計①欄、96筆、136,872㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、112筆、105,814.30㎡、うち新規の設定が39筆、41,065.00㎡、再設定が73筆、

64,749.30㎡です。

この内訳は、相対分が、2ページ右下の表の合計②欄、22筆、23,560㎡です。中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、90筆、82,254.30㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。220筆、251,725.30㎡です。

その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、4月27日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第243号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって、議第243号を承認いたします。

議 長 次に、議第244号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋主事

議第244号について、ご説明いたします。

第35回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が7件ありました。

個別の事案について、ご説明いたします。2ページをご覧ください。

受付番号13番です。譲渡人は耕作不便のため、近隣農地を所有する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が牧草を栽培される計画です。

受付番号14番です。こちらは親子間の贈与になります。所有権移転後は、受人とその世帯員がこれまでと同様、キュウリを栽培される計画です。

受付番号15番です。譲渡人は労力不足のため、親戚である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が牧草を栽培され、申請地近くの牧場に買い取ってもらう計画です。

受付番号16～18番までは、譲受人が同じですので、併せてご説明いたします。譲渡人は、いずれも労力不足ため、近隣農地の耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がさつまいもと転作でそばを栽培される計画です。

受付番号19番です。譲渡人は労力不足のため、以前から申請地で耕作する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が引き続きレモングラスを栽培される計画です。

以上、受付番号13～19番については、3ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長

ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第244号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長

挙手全員と認めます。

よって、議第244号を承認いたします。

議 長

次に、議第245号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定につ

いて、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任

議第245号について、ご説明いたします。

第35回総会議案の1ページ（申請書事由別説明書）をご覧ください。

今月は、7件の申請がありました。

説明基準に該当する案件はありません。

議案書は、4ページ、参考資料は、1～14ページです。

なお、6月開催予定の第51回常設審議委員会は、開催方法を変更し書面による決議となりました。諮問する案件は欄外左に丸印をつけております、1件の予定です。

受付番号12番の案件は、平成8年頃から個人住宅として利用してきたものです。本件は、過去に貸し家を用途として転用許可済ですが、計画者死亡により、相続人が追認で許可申請するものです。

受付番号13番の案件は、平成21年頃から自宅進入路として利用してきたものです。

受付番号16番の案件は、昭和41年頃から自宅進入路として利用してきたものです。

申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

以上、受付番号10～16番については、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長

ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第245号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長

挙手全員と認めます。

よって、議第245号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議長 次に、議第246号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第247号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 議第246号について、ご説明いたします。

議案書は5～9ページ、説明資料は1～3ページ、参考資料は15～54ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が17件、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が2件、合計21件提出されております。今月の説明案件は1件ございます。

なお、6月開催予定の第51回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に○印をつけております。今月からは5件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について、説明します。

議案書6ページの受付番号28番について、説明します。説明資料の1～3ページをご覧ください。転用場所は、斐川町出西地内の飛行場跡地の南側に隣接する畑3筆です。飛行場跡地の西の端から150mほど東になります。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『建売分譲』です。転用面積、所要面積は2,762㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、市内で土木建築業・不動産業を営む法人です。利便性、学校や商業施設の立地条件から住宅需要が見込まれる申請地を取得し建売住宅10棟を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1億7,700万円で、これに対する資金調達については、全額自己資金で賄う計画です。詳細は説明資料下段の資金計画欄をご確認ください。

今月は事後追認の案件が1件ありました。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しております。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。続いて、議第247号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。

議案書は10～11ページ、参考資料は55～62ページになります。

今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が2件、所有権の移転を伴わない変更が1件、賃借権の設定を伴う変更が1件、提出されております。

提出案件のうち説明基準に該当するものではありません。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請21件及び事業計画変更4件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第246号農地法第5条に規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第247号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって、議第246号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

また、議第247号を決定いたします。

議長 次に、議第248号非農地証明について、を議題といたします。  
事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 議第248号について、ご説明いたします。

議案書の11ページ及び説明資料の4～11ページをご覧ください。

今月は、4件の申請がありました。

受付番号1番について説明いたします。申請地の詳細については議案に載せております。また説明資料の4ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料の5ページの現況写真をご確認ください。申請地は山林に囲まれた日当たりの悪い農地であり、20年以上耕作されず現在は笹竹が繁茂し山林となっています。現地確認は、5月13日に大槻農業委員、川上推進委員、手銭推進委員、松井推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

続いて受付番号2番について説明いたします。申請地の詳細については議案に載せております。また説明資料の6ページの位置図及び付近案内図で申



請場所をご確認ください。詳細については、説明資料の7ページの現況写真をご確認ください。申請地は傾斜地で水源もなく、耕作を続けるには不向きな農地であり、20年以上耕作されず現在は山林となっております。また、今回申請地は死亡した所有者に相続人が存在しないため、相続財産管理人である弁護士から申請されました。申請に際し、裁判所の審判謄本等で真に権利を有することを確認しています。現地確認は5月11日に秦農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

続いて受付番号3番について説明いたします。申請地の詳細については議案に載せております。また説明資料の8ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料の9ページの現況写真をご確認ください。申請地は、山林に囲まれた日当たりの悪い農地であり、北側にある田畑も耕作されず荒廃し、隣地の竹や雑木のため伐採することもできないため30年以上耕作されず現在は竹が繁茂し山林となっております。現地確認は5月13日に原農業委員、飯塚推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

最後に受付番号4番について説明いたします。申請地の詳細については議案に載せております。また説明資料の10ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料の11ページの現況写真をご確認ください。申請地は傾斜地であり山林に囲まれた日当たりの悪い農地であり、50年以上耕作されず現在は竹が繁茂し山林となっております。現地確認は5月13日に原農業委員、飯塚推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

よって、今月付議しました4案件は、いずれも非農地証明基準の「やむを得ない事情（耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議 長 担当農業委員から補足をお願いします。

大槻委員 議席番号2番の大槻です。受付番号1番については、現地確認をしたところ、農地への復元は不可能な場所と判断しました。

議 長 議席番号1番の秦です。受付番号2番については、元々はたばこを作って

おられたようですが、かれこれ25年間耕作されずに完全に山林化しており、農地への復元は不可能な場所と判断しました。

原 委員 議席番号7番の原です。受付番号3番及び4番については、事務局の説明どおり、いずれも山林化しており非農地はやむを得ないと判断しました。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。  
それでは、議第248号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。  
よって、議第248号を承認いたします。

議 長 次に、議第249号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、を議題といたします。  
事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡次長 議第249号について、ご説明いたします。  
本件については、前回の総会後の農地部会で検討いただいております。議案の12～21ページをご覧ください。  
農業委員会の状況についてです。昨年5月の総会で決定いただいた活動の計画と同様、平成31年3月末の状況となっております。  
担い手への農地の利用集積・集約化についてです。令和元年度の実績については、令和2年3月末の集積の状況でございます。平成31年3月末と比較すると10ha減少となっておりますが、これは農地利用円滑化事業が廃止となったため、農地が中間管理事業に移行するため、集積から配分までのタイムラグによるもので、一番集積が多い時期のものがうまく反映できなかったと考えております。目標達成に向けた活動実績では、各地区の担い手への明確な集落営農の方向性を協議し、任意の営農組合に法人化を働きかけており、令和2年度に1組織が法人設立されてました。目標に対する評価については、各地区における担い手への明確化や集落営農のステップアップとして法人化の促進をし、集積につなげる話し合いを進めました。活動に対する評価については、担い手への明確化や集落営農への方向性等を協議しても、その地域にリーダーとなれる人材があるかによって地域差が出ている状況が

あります。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。目標は新規就農の個人の人数を掲げており、市で作成した5形態でしたが、令和元年度は8形態の参入となりました。目標に向けた活動実績としては、関係機関と一体となり、就農認定や就農者のフォローアップを行いました。活動の評価としては、就農相談のフォローアップは行っておりますが、計画どおりの経営が進まない状況も出てきており、一層のフォローアップを行って定着させる必要があります。

遊休農地に関する措置に関する評価についてです。遊休農地の解消面積を農地最適化交付金の成果目標である遊休農地率1%以下になるよう目標を1haと設定しており、考え方としてはかなり高めの設定であったと思っております。また、10月の総会後に新たな遊休農地を中心に農業委員及び農地利用最適化推進委員のみなさまに該当の農家に対して訪問指導をしていただきましたが、結果としては昨年度と比べて4haの増加となり、遊休農地率も1%を若干上回る結果になりました。農地利用状況調査については、全農地が対象になるため、7～8月末にかけて全筆調査及び重点調査を行いました。また、先に述べましたとおり、利用意向調査については、11～12月に該当農家を訪問していただく形で実施してまいりました。全体として農業委員及び農地利用最適化推進委員のみなさまの活動は増加しておりますが、なかなか成果につながっていない状況でございます。今後も同様の状況であると考えますが、みなさまには遊休農地解消に向けて引き続き活動を行っていただきますようお願い申し上げます。また、その他の活動としましては、大社町日御碕・宇龍地区で16.4ha、多伎町久村地区で20.5haの非農地判断を行いました。

違反転用の適正な対応についてです。令和元年度は農地パトロールにあわせて実態把握につとめるとともにさらに違反状態を改善するために個別指導を行った結果、事後追認を含めて3.4haを解消しました。こちらで把握が難しいものもあり、改善されないところも残っていると思っておりますが、今後も実態把握し指導強化し違反転用の解消を図る必要があります。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。農地法第3条に基づく許可事務については、年間155件の申請を受け、許可を行いました。農地転用に関する事務については、農地法第4条、第5条あわせて451件の審議を行いました。標準処理期間については、農業会議の意見を聴く案件の35日、農業委員会の総会で決定するものがありますので、平均30日ということでございます。

農地所有適格法人からの報告への対応についてです。現在、農地所有適格

法人は103法人ありますが、97法人から報告があり、2法人から報告がない状況でございます。引き続き提出を求めてまいります。

情報の提供等です。賃借料情報の情報提供は適正に実施しており、昨年11月にホームページ及び広報いずも12月号に掲載しております。農地台帳の整備については、7月に住民基本台帳情報及び固定資産税の情報と突合、11月に住民基本台帳情報と突合を行いました。

地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容についてです。これについては、意見交換等を行っておりません。ただし、転用に関してご意見をいただいております、事業者が隣接農地所有者への事業計画の説明不足や耕作上の影響についての説明不足で苦情が入ったりしております。また、一部では転用の実施に伴う災害に対する近隣住民の不安視する連絡などもありますので、転用事業者に丁寧な説明を求めていきます。

事務の実施状況の公表等についてです。総会等の議事録や活動計画の点検・評価についてホームページで公表しております。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんか。

大槻委員 議席番号2番の大槻です。

前回の農地部会で事務局から説明を受け、協議をいたしました。

農地利用最適化推進委員さんからの意見がありましたので繋いでおきます。

農地の集積についてですが、水田地帯の集積は順調に進んでいると思いますが、畑作地帯は畑を受ける担い手が少ないので、集積の進んでいない現状で、今後、関係諸機関との協議・検討が必要です。遊休農地の現状についてです。

また、遊休農地の現状についてですが、農業者の高齢化や世代交代、担い手・後継者の居ないところが多くなり、農業委員・農地利用最適化推進委員の関わりだけでは、解消につながらないことが多くなっています。

今岡次長 補足させていただきます。活動計画の点検・評価については、毎年、農地利用最適化推進委員のみなさまにもお出かけ、ご意見いただいているところですが、今回に関しましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために農業委員さんだけの出席とさせていただきました。次の議題についても事前に農地利用最適化推進委員のみなさまに資料を送付し、ご意見を頂戴しております。

持田委員 議席番号14番の持田です。田畑転換届について質問です。この届出は総会では議題になりませんが、事務局として提出後の状況を確認されているということによろしいでしょうか。

今岡次長 田畑転換届については、実施前に提出していただき、完了後に報告書を提出していただいております。

持田委員 完了報告は、田が畑になった状態での報告と思いますが、作付けされた状況の確認はいかがでしょうか。

今岡次長 完了後の状況は確認できておりません。毎年の農地パトロールなどで確認していくことになろうと思います。

持田委員 農地パトロールでの現地確認ということであれば、農業委員と農地利用最適化推進委員の業務になりますので、情報提供していただけますでしょうか。

今岡次長 農地パトロール時の農地一覧に掲載するという事で検討させていただきます。

持田委員 わかりました。可能な限りお願いします。

勝部委員 議席番号23番の勝部です。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。利用権設定の場合、誰が新規参入なのかわかりませんので、農業委員に対してこの方は新規参入の方という情報があれば側面的に支援できるのではないかと思いますのでもう少し情報があってもよろしいのではないかと思います。また、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容についてです。事務局から実施していないという説明でしたが、斐川地域においては、冬の座談会で農業委員及び農地利用最適化推進委員が全員出かけてもらい、農業委員会での農地法の手続き等について説明・意見があります。よって、実施していないというわけではないので追加されていいと思います。

今岡次長 ありがとうございます。新規参入については関係機関と連携して農業委員さんに情報提供できるようにしたいと思います。また、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、斐川地域で実施されている内容を盛り込みたいと思います。

議長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 他に質問がないようですので、議第249号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。  
よって、議第249号を承認いたします。

議長 次に、議第250号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、を議題といたします。  
事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡次長 議第250号について、ご説明いたします。  
本件についても、前回の総会後の農地部会で検討いただいております。議案の22～27ページをご覧ください。

農業委員会の状況についてです。令和2年3月31日現在の農家・農地等の概要、データは2015年の農林業センサス等の統計と昨年耕地及び作付け面積等を入れております。農業委員会の現在の体制については、平成29年9月22日に新たな体制として発足し新制度に基づく委員構成になったことを記載しております。

担い手への農地の利用集積・集約化についてです。令和2年3月末現在の集積率は53.55%でございます。課題は前年と変わっておりませんが、条件が悪い農地はなかなか借り手がなく、圃場条件が異なる場合は交換等を行って集約が難しいこと、高齢化等による個人経営継続が難しい農地については認定農業者等の担い手への集積・集約を進めていきます。目標については、令和2年3月末現在で4,161haに1～2法人の設立等で新規集積面積50haを加えた面積としております。関係機関と連携し任意の営農組合の法人化及び利用権の終期が来る農地で営農継続が困難な農業者の農地については認定農業者等への担い手への集積を推進していきます。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。毎年4～8形態が新規参入しております。施設園芸での参入が多く、大面積を経営する個人での参入がない状況ですが、課題としては就農時に多額の支出が見込まれることから支援が必要であること、また、情報提供が必要であること、計画については、市が定めている参入目標として関係機関と連携して取り組むとしております。

遊休農地に関する措置に関する評価についてです。本年は遊休農地率1%

以下になるよう目標面積2haとして取り組みます。農地利用状況調査は、農業委員及び農地利用最適化推進委員による日常の見守り調査、農業委員及び農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員等による重点調査の2本立てにより実施したいと考えております。基本は全筆調査ですので、農業委員及び農地利用最適化推進委員には、農地パトロール以外の農地法第3条、第4条、第5条等の許可前の農地確認等も含めた日常の農地の見守り活動の中で全体の把握に努めていただきますようお願いいたします。調査の時期は、7～8月、結果のとりまとめについては9～11月とし、遊休農地への指導は通年でお願いします。農地利用状況調査に基づく利用意向調査については、11～12月に実施し、とりまとめを12～2月にかけて行う予定です。具体的な方法については、6月開催の説明会でご説明いたします。

違反転用の適正な対応についてです。全体の把握は難しい面もございますが日常の見回りや農地パトロールで把握した違反転用については適正な対応をしたいと思います。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

大槻委員 議席番号2番の大槻です。

前回の農地部会で事務局から説明を受け、協議をいたしました。

この件についても農地利用最適化推進委員さんからの意見がありましたので繋いでおきます。

農地の集積等についてですが、作付け条件の悪い農地の集約・集積を考える必要があります、また、山林化している農地については非農地判断をお願いしたいとの意見がありました。今後は、畑の遊休地が増えると予想されますので、農地中間管理機構など関係諸機関と連携・検討をお願いします。

小村委員 議席番号15番の小村です。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、就農の初期段階で多額の支援が必要と記載されていますが、畑で耕作したい方もおられ、補助金がなくなりました。県のほうでも交付金を使いながら多面的な対応をされていますが少しでも予算を確保していただき、意欲ある方が耕作できるような支援をしていただけないかと思います。

今岡次長 平成30年まであった国の荒廃農地再生事業のことと思います。担当の農業振興課では、他の多面的事業などの利用を現在のところ考えられておりますので、ご意見いただきましたことは市の担当にも伝えたいと思います。

- 小村委員 県では産地交付金の見直しなど検討されていると聞いている。例えば、市から県に予算要望をしていただくなどお願いしたい。また、使えるかわかりませんが、農水省の事業もあるようですので確認をしていただきたい。
- 藤原局長 担い手への育成や新規参入の促進については、農業委員会事務局と農業振興課で一緒になって取り組んでいかなければならない課題とっております。、毎年県や国に直接要望する機会もありますので、ご意見が実現できるようにしてまいりたいと思います。
- 勝部委員 議席番号23番の勝部です。担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、国が一番重視している人・農地プランが全く書かれていない。ここに農業委員会が関わっていくことが重要なポイントだと思います。関係機関と連携しながらという表現に包括されているかもしれませんが、国に報告されるのであれば、国の施策とマッチした活動計画を提出しないといけないと思いますので、人・農地プランをどのように展開して農業委員会がどのように関わっていくかという点をもう少し詳しく書かれたらいいと思います。
- 今岡次長 人・農地プランについては、今年度のうちに実質化しないといけませんが、現段階において斐川地域以外ではまだ実質化されておられませんので、具体的な表現・記載は難しいところです。今年度はもう少し具体的な形でみなさまにお話しできるようにしたいと思っています。
- 議 長 その他にご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 それでは、議第250号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。  
よって、議第250号を承認いたします。
- 議 長 次に、議第251号令和2年度農業者年金加入推進活動計画について、を議題といたします。  
事務局から内容について、説明をお願いします。
- 後藤主事 議第251号について、ご説明いたします。



議案の29ページから31ページをご覧ください。

1 今年度の加入目標人数から説明していきます。議案の29ページをご覧ください。独立行政法人農業者年金基金は、平成30年度より「加入推進累計13万人早期達成3ヵ年強化運動」をスタートしています。この運動のもと島根県農業会議は、県内の市町村の加入推進目標を設定しています。出雲市農業委員会には、3年間で12人の新規加入という目標があげられました。30年度は3人、31年度は5人が加入されましたので、1. 今年度の加入目標人数を4人としました。このうち20歳から39歳までの方を、2人、女性の方は1人を目標とします。

次に、2. 加入対象として働きかけをする目標人数について説明いたします。議案の31ページをご覧ください。今年度の加入推進対象者は47人です。このうち20歳から39歳までの方は19人、女性の方は5人です。委員さんには担当地区の対象者の加入推進をお願いしたいと思います。

3. 地区別加入推進班の整備につきましては、全ての農業委員さんを加入推進班員としています。加入推進の基本的な流れは、加入推進対象者を中心に、ご自身の担当地区で声掛けをしていただいて、加入の見込みがある方がいらした場合は、事務局へご連絡ください。事務局職員でより具体的な内容の説明を行い加入の手続きを行います。

4. 加入推進対象者名簿の更新年月日については、ご覧のとおりです。加入推進対象者名簿の詳細については、議案の31ページをご覧ください。農業支援センターから、認定農業者・家族協定締結者等の農業の担い手となる方の情報をいただき調整をしたものです。名簿の見直しを行い、比較的就農期間が長く資金的にも余裕があるであろう40代の方を中心に掲載しております。

5. 加入推進強化月間については、年度の後半に加入推進強化月間を2回設けるよう計画しました。

6. 個別訪問の実施計画についてです。加入対象者に対して、担当の農業委員さんにまず声掛けをお願いしたいと思います。先程説明いたしました加入推進対象者名簿の中に担当地区の方がいらっしゃる場合には積極的なお声かけをお願いいたします。加入意向があった場合はさらに事務局職員による訪問にて詳細な説明をする予定です。なお継続的な取組をお願いしたいので、秋に声をかけていただいた方に、再度冬にも声掛けをお願いするような計画にいたしました。

7. 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画についてです。議案の30ページをご覧ください。JAと事務局の打ち合わせすでに実施しております。今後の計画としまして、本日の農業委員会総会で活動計画の承認を得

ていく考えです。

8. 加入対象者に対する説明会等の実施計画をご覧ください。今年度は、農業支援センターが主催する青年等就農計画推進会議にて時間をいただき、新規就農者を対象に農業者年金制度の説明をさせていただきます。この会議は年に何度か開催されるもので、支援センターと連携をとり、新規就農者の加入推進にあたる予定です。

9. 啓発普及活動については、市広報誌『広報いずも』内の「農業委員会だより」に農業者年金のPR記事を掲載し、JA出雲地区本部および斐川地区本部内の各支店36店舗にパンフレットを置かせていただいています。

10. その他として、窓口での加入相談と新たな受給者向けの年金相談会の開催を予定しています。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

小村委員 議席番号15番の小村です。加入推進活動計画の8番について質問です。  
青年等就農者に対して農業者年金のPRを行うとあるが、対象者数5名は少ないのではないのでしょうか。JAには青年連があり、若手が総会などで集まる機会があります。その際にパンフレットを渡せば数十人の若手就農者に農業者年金について知っていただけたと思いますので、関係機関と検討してみてはいかがでしょうか。

今岡次長 関係機関と検討してみます。

小村委員 わかりました。

議長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。  
それでは、議第251号令和2年度農業者年金加入推進活動計画について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。  
よって、議第251号を承認いたします。

議長 予定していた議事は終了しました。

以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午前11時20分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、今岡次長、松崎主任、吉川主任、高橋主事、後藤主事

農業振興課

農地利用調整係 佐藤係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

署名委員

署名委員